

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社 外1名

## 原告第27準備書面

(適切な防災基本計画策定義務違反等と被侵害利益との関係について)

2014(平成26)年9月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

### 第1 本書面の目的

本書面は、御庁平成26年7月16日付求釈明事項のうち、第10項「原告らは、訴状『第2 被告国の責任』の3項から5項(50頁から55頁)の各義務違反と原告ら主張の被侵害利益との関係及び各義務違反と原子力損害との関係につき明らかにされたい。そして、仮に、被侵害利益と直接結びつかないとすると、本件請求において被告国に対する上記各義務違反の主張の法的位置づけにつき主張されたい。」に対して回答をするものである。

### 第2 回答の趣旨

- 1 訴状「第2 被告国の責任」の3項から5項(50頁から55頁)の各義務違反(以下「防災基本計画策定義務違反等」という。)は、大量の放射性物質

を排出させることとなった被告らの義務違反によって生じた、原告らの利益侵害を拡大させた重要な事実であり、損害論において考慮されるべき、極めて重要な意味を有している事情として理解されたい。

- 2 なお、防災基本計画策定義務違反等により拡大された損害も、放射線を大量に発生させた本件事故と相当因果関係にある損害であって、これらをあえて原子力損害から除く必要はないと考える。

### 第3 防災基本計画策定義務違反等と被侵害利益との関係

#### 1 はじめに

防災基本計画策定義務違反等は、以下に述べるように、本件事故によって生じた原告らの損害と密接に関連し、これらの損害を拡大させた重要な事情である。

#### 2 適切な防災基本計画策定義務違反

- (1) 仮に適切な防災基本計画が策定されていれば、本件事故直後、適切な避難を行えたにもかかわらず、そのような計画の策定がなかったばかりに、避難者らは、不安な中、自力で避難先を探し避難先を転々とせざるを得なくなり、無用な被ばくへの不安・恐怖を増加させ、避難所においても「健康で文化的な最低限度の生活」と言えないような辛い避難生活を送らざるを得ず、屋内退避者においては物資が欠乏する中孤独な退避生活を強いられたのである。

その意味で、適切な防災基本計画策定義務違反が、被侵害利益（放射能汚染のない環境下で生命・身体を脅かされず生活する権利、人格発達権、居住・移転の自由、内心の静穏な感情を害されない利益、包括的生活利益としての平穏生活権）の侵害と密接に関連し、これを拡大させた重要な事実であることは明らかである。

- (2) なお、適切な防災基本計画策定義務違反は、本件事故前の不法行為ではあるが、この義務と本件事故の防止とは、直接に結びつく性質のものではない。

また、被告らの本件事故前のその他の不法行為によって、原告らの被害は発生しており、適切な防災基本計画策定義務違反のみによって生じた固有の損害も、理論上考えられなくはないが、そのほとんどは、既に発生している損害を拡大させた事情として捉えることが可能である。

この点について、原告らにおいて独立に主張立証を行うと、本訴訟における争点を拡大し、訴訟を長期化することは避けられない一方で、原告らの被害については、本件訴訟における損害論において、原告らの損害を拡大させた重要な事実（事情）として損害額に反映すれば、その目的を相当程度達成することができる。

- (3) よって、原告らとしては、適切な防災基本計画策定義務違反については、損害を拡大させた重要な事実であり、損害論において考慮されるべき、極めて重要な意味を有している事情として主張する。

### 3 情報提供義務違反

- (1) 避難者の中には、適切な情報が被告国より提供されなかったことにより、避難の際に混乱が生じ、速やかに放射能汚染のない環境にたどり着くことができなかった者もいる。そればかりか、むしろ線量の高い地域に避難してしまつた者すらいたほどである。また、ごく短期間の避難で済むと考え、着の身着のまま、何も持たずに避難した者もいる。

仮に、被告国から、本件事故後、汚染状況についての情報、避難生活の目処についての情報等が、原告らに対し、迅速かつ適切に提供されていれば、原告らの損害がここまで拡大されていなかった。

したがって、原告らの主張する権利利益の侵害と密接に関連し、これを拡大させた重要な事情であることは明らかである。

- (2) なお、情報提供義務違反は、本件事故後の不法行為であるので、本日付原告第25準備書面（本件事故の発生後の事情の法的位置付け）で詳述したとおり、原告らの損害や精神的苦痛を拡大させた重要な事実であり、損害論に

において考慮されるべき事情として極めて重要な意味を有している」と主張する。

#### 4 計画的避難区域等の指定が遅れたことの過失

- (1) 被告国による計画的避難区域等の指定が遅れたことにより、原告らの一部は、早く避難すべきであったのに避難をすることができず、そのために無用な被ばくをし、そのために将来的な健康被害等の不安、子どもに無用な被ばくをさせてしまったという後悔の念等が増大した。

したがって、被告国による本件義務違反は、原告らの主張する権利利益の侵害と密接に関連し、これを拡大させた重要な事情であることは明らかであるとも言える。

- (2) なお、本件過失も、本件事故後の不法行為であるので、本日付原告第25準備書面（本件事故の発生後の事情の法的位置付け）で詳述したとおり、原告らの損害や精神的苦痛を拡大させた重要な事実であり、損害論において考慮されるべき事情として極めて重要な意味を有している」と主張する。

#### 5 原子力損害との関係

2014（平成26）年7月7日付原告第13準備書面（被告東電に対する請求の訴訟物について）で主張しているとおり、原子力損害には、放射線の作用等と相当因果関係のある損害はすべて含まれる。

そして、防災基本計画策定義務違反等により拡大された損害は、放射線を大量に発生させた本件事故と相当因果関係にある損害であって、これらをあえて切り取って、原子力損害から除く必要はない。

したがって、防災基本計画策定義務違反等により拡大された各損害も、原子力損害の一部であるということが出来る。

以上